

令和4年度都道府県単位保険料率の算定について



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

■ 令和4年度政府予算案を踏まえた収支見込みについて（概要）

【医療分】

令和4年度協会けんぽの収支見込みについては、平均保険料率を10%と設定した上で、政府予算案（診療報酬改定等）を踏まえて算出した結果、単年度収支差は4,600億円、令和4年度末時点の準備金残高は4兆8,500億円が見込まれます。

収入について、収入総額は令和3年度（決算見込み）からほぼ横ばいとなる見込みです。これは、政府予算案を踏まえると、被用者保険の適用拡大の影響によって、短時間労働の公務員が協会けんぽから共済組合への適用となる（被保険者数が減少する）影響等によって、保険料収入がほぼ横ばいとなることによるものです。

支出について、支出総額は令和3年度（決算見込み）から800億円減少する見込みです。これは、主に、令和2年度に拠出した拠出金等が精算されたことによって発生した戻り分（マイナス精算）の影響によって一時的に拠出金等が減少すること等によるものです。

【介護分】

介護保険の保険料率については、単年度で収支が均衡するよう、介護納付金の金額を総報酬額で除したものを基準として算出することになります。令和4年度の介護納付金の金額や令和3年度末に見込まれる剰余分等を踏まえると、令和4年度の介護保険料率は、令和3年度の介護保険料率1.80%よりも0.16%ポイント減少*し、1.64%となります。

なお、介護納付金については、令和4年度は1兆480億円の見込みであり、令和3年度から189億円増加する見込みです。

これは、前々年度の介護納付金を精算した際の戻り額（令和2年度に納付した介護納付金について、実績に基づいて精算された際に発生する協会けんぽへの返還額：約1,400億円）の影響により介護納付金を減少させる要素があるものの、介護給付費の増加等により増加したことによるものです。

*介護保険料率の減少は、令和3年度介護保険料率設定時には、令和2年度末に見込まれた不足分（保険料の特例納付猶予等の影響によって466億円の不足が見込まれていた。）の影響による料率が加算されていたが、今回（令和4年度介護保険料率設定時）は、令和3年度末には不足分が解消される見込みであること等によるもの。

協会けんぽの収支見込(医療分)

(単位：億円)

		R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	94,618	99,375	99,369	H24-R3年度保険料率：10.00% R4年度保険料率：10.00%
	国庫補助等	12,739	12,461	12,454	
	その他	293	275	266	
	計	107,650	112,110	112,090	
支出	保険給付費	61,870	66,623	67,304	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 拠出金等対前年度比 + 1 ▲ 806 } ▲ 806 ▲ 0 </div>
	前期高齢者納付金	15,302	15,541	15,542	
	後期高齢者支援金	21,320	21,596	20,790	
	退職者給付拠出金	1	1	1	
	病床転換支援金	0	0	0	
	その他	2,974	4,582	3,868	
	計	101,467	108,343	107,505	
単年度収支差		6,183	3,768	4,585	○R4年度の単年度収支を均衡させた場合の保険料率 R4年度均衡保険料率：9.54%
準備金残高		40,103	43,870	48,456	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

協会けんぽの収支見込(介護分)

(単位：億円)

		R2 (2020) 年度	R3 (2021) 年度	R4 (2022) 年度	備考
		決算	直近見込 (R3年12月)	政府予算案を踏まえた見込 (R3年12月)	
収入	保険料収入	10,379	11,002	10,229	R2年度保険料率： 1.79%
	国庫補助等	-	-	1	R3年度保険料率： 1.80%
	その他	-	-	-	R4年度保険料率： 1.64%
	計	10,379	11,002	10,229	
支出	介護納付金	10,303	10,291	10,480	納付金対前年度比 ⇒ + 189
	その他	21	55	-	
	計	10,324	10,345	10,480	
単年度収支差		55	656	▲ 250	
準備金残高		▲ 430	227	▲ 24	

注) 端数整理のため、計数が整合しない場合がある。

■ 令和4年度都道府県単位保険料率の算定について

- 震災に伴う波及増の告示額が未確定（令和4年1月下旬頃確定する予定）であること等から、現時点において暫定版である。

（単位：％）

	医療給付費に ついての調整前の 所要保険料率 (a)	調整(b)		医療給付費に ついての調整後の 保険料率 (a+b)	所要保険料率 (a+b+4.71)	保険料率 (精算反映後、 インセンティブ反映前) (c)	保険料率 (精算・インセンティブ 反映後) (d)	
		年齢調整	所得調整				インセンティブ分	
全 国	5.29	—	—	5.29	10.00	10.00	10.00	0.000
佐 賀	7.13	▲ 0.19	▲ 0.74	6.21	10.92	10.99	11.00	0.007

令和3年度（参考）

佐 賀	7.05	▲ 0.19	▲ 0.79	6.07	10.77	10.70	10.68	▲ 0.027
-----	------	--------	--------	------	-------	-------	-------	---------

- ・ 所要保険料率は、医療給付費についての調整後の保険料率に、傷病手当金等の現金給付費（0.46％）、前期高齢者納付金等（3.44％）、保健事業費等（0.84％）、その他収入（▲0.03％）に係る合計の保険料率（4.71％）を加算したものである。
- ・ 保険料率(c)は、所要保険料率には含まれていない、令和2年度の都道府県支部ごとの収支における収支差の精算分を含めて算定したものである。
- ・ 保険料率(d)は、保険料率(c)に、インセンティブ制度による支部毎の加減算額にかかる料率を含めて算定したものである。
- ・ インセンティブ制度の加算額は、令和2年度の支部総報酬額の実績に0.007％を乗じて計算するため、これを令和4年度総報酬額の見込みで除した料率換算値は（端数も込めてちょうど）0.007％になるとは限らない。減算額も支部総報酬額の実績に基づき算定するため、料率換算値は11月に行われた運営委員会のインセンティブに係る資料（資料2-1）の「令和2年度（4月～3月確定値）のデータを用いた試算」における減算する率と一致するとは限らない。

■ 都道府県単位保険料率における保険料率別の支部数（暫定版）

